

## 芦屋港活性化の推進を求める意見書

福岡県が管理者となって昭和61年に整備された地方港湾芦屋港は、当初期待されていた遠賀・筑豊地域などの物流基地としての機能が十分発揮できているとは言えない状況にあり、これまで砂・砂利の移出入に活用されています。

しかしながら、芦屋港は背後地に広大な緑地などを備え、遠賀川河口に隣接するという絶好の場所に位置し、非常に高いポテンシャルをもつ港湾です。

そこで、平成22年度に福岡県で実施された芦屋港現況調査の結果を踏まえて、芦屋港の活用・活性化のための調査や構想づくりについて要望してきました。

このような中、平成24年度には芦屋港港湾計画が改訂され、基本方針に「芦屋港周辺のレジャー施設との連携を図り、地域の交流の場として活用される港とする。」「緑地整備により、人々が水辺に自由に安心して行き来ができ、その魅力を楽しむことができる港とする。」ということが位置づけられています。

また、平成29年度に「芦屋港活性化推進委員会」を設置し、平成30年度には「基本計画」が策定されることになっています。

芦屋町議会としましても、本事業を町の地方創生の最重点事項として位置づけ、「芦屋港湾活性化特別委員会」を平成27年度に設置し、町当局と共に積極的な推進を図っているところです。

しかし、物流機能がある中での芦屋港活性化は、景観を含めた観光レジャーの拠点としての魅力や、周辺観光施設との連携など様々な視点において影響があるため、十分な効果は発揮できないと考えます。

つきましては、福岡県におかれましては、本意見書の趣旨をご理解いただきまして、物流機能から観光レジャーの要素を持つ港湾機能への用途変更（港湾計画の改訂）を早期に実施していただくとともに、芦屋港活性化推進委員会でまとめた導入機能及びゾーニング案の事業実現にあたり、福岡県が課題として示している「物流機能の廃止」及び「福岡県による継続的な港湾施設の維持管理」などについて、主体的に推進していただきますようお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

福岡県知事 小 川 洋 殿

福岡県芦屋町議会